

平成28年度 民間資金等活用事業調査費補助事業

忠岡町スポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査 (調査対象箇所：忠岡町スポーツセンター)

【調査主体】忠岡町

調査対象事業の概要／施設の概要

【忠岡町スポーツセンター】



【施設概要】

1. プール
 - ① 25m温水プール
 - ② 幼児プール
 - ③ ジャグジーバス
 - ④ 採暖室
2. トレーニング室
3. スタジオ

検討経緯等

平成10年5月にスポーツセンターはオープンしたが、町財政の悪化により平成22年10月から温水プールを休止しており、現在は夏期のみ常温による開館としているところである。

このプールも竣工後20年が経過し、施設の老朽化が著しく修繕を行う箇所が増えているが、町財政が悪化しており十分に修繕できない状況となっている。今後も修繕箇所が増えることや、温水プールの問題を解決するためには、民間資金を活用した管理運営の検討も必要なことから調査実施に至った次第である。

事業化に向けて解決すべき課題及び検討すべき内容

【事業化に向けて解決すべき課題】

収益性を高めるための事業展開

施設の維持管理・運営に対して、町財政の負担となっている現状を改善するために、収益性を高めるための事業展開を検討する必要がある。

公共施設等運営事業として成立させるため、民間事業者へ委ねる範囲

事業内容を整理し、公共施設等運営事業として成り立つ、官民の役割分担、事業スキームを検討する必要がある。

民間事業者の参入意向を高めるための条件

実施に向けて、民間事業者の参入を高めるための事業条件を調査し、本事業における最適な事業手法を抽出する必要がある。

【事業化に向けて検討すべき内容】

- ・市場調査を実施し、市場ニーズへの対応方針の検討
- ・スポーツセンター運営事業者に対しヒアリングを行い、事業方針・内容に関する意見を把握
- ・現状の収支から、将来の収支見込みを予測
- ・収益性を高めるための事業展開を検討

- ・SPCの法的形態や財政負担を軽減できる運営権の設定範囲の検討
- ・官民の役割分担と導入可能な事業スキームの検討
- ・各種リスクの抽出及び適切な官民負担の検討
- ・想定される収入と支出を整理し、運営権対価を設定したうえでVFMの計算を行い評価

- ・事業の概要や事業スキーム、民間事業者の役割分担や裁量範囲を提示し、参入意向や参入条件・要望を調査・整理
- ・これまでの調査・検討結果を踏まえた最適な事業手法を抽出

平成28年度 民間資金等活用事業調査費補助事業

忠岡町スポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査 (調査対象箇所：忠岡町スポーツセンター)

【調査主体】忠岡町

調査の流れ／調査内容

市場調査
住民等にアンケートでスポーツセンターに関する意見・ニーズを把握した。

S P Cの法的形態や運営権設定の範囲の整理・各種リスクの抽出及び適切な官民負担の検討
S P Cの法的形態を整理し、業務内容・官民の役割分担と運営権設定範囲を検討・整理すると共に、事業手法を複数案検討。本事業特有のリスクを抽出し、事業全体のリスク分担の検討を行った。

V F M計算、運営権対価の設定
事業全体の支出と収入を試算し複数の事業手法にてV F Mを計算。また、収支を勘案し運営権対価を設定した。

民間意向調査
民間事業者・金融機関へ、事業に対する意見、参画の意向・条件を把握し、本事業における最適な事業手法を抽出した。

想定される課題

- ・民間事業者の事業採算性の再確認
実施した民間意向調査よりも、詳細な料金体系の条件設定や修繕項目・費用に関する資料等を示し、事業採算性・参入意向を再度確認。
- ・施設・設備・機器の状態に応じた修繕箇所・修繕内容の確認
温水プール稼働や、その他施設・設備・機器に必要な修繕箇所と内容を把握し、初期修繕工事と日常の修繕の内容を整理。

今後の進め方

調査結果を基に、民間事業者が参入し易い指定管理者制度の採用を前提に事業を実施予定



事業化検討

- 検討した事業手法
本事業の業務内容（初期修繕工事、運営業務、維持管理業務）と官民役割分担を検討し、以下の事業手法を検討した。
・指定管理者制度 ・PFI（RO方式） ・公共施設等運営事業

	指定管理者制度	PFI（RO方式）	公共施設等運営事業
民間事業者の参入のし易さ	・事業期間は一般的に5～10年程度でありリスクが少なく参入し易い ・初期コストがかからず参入が容易	・事業期間20年はリスクが高く、参入をためらう事業者もいる ・事業規模が小さくSPCの設立・維持の労力・費用の影響が大きい	・事業期間20年はリスクが高く、参入をためらう事業者もいる ・事業規模が小さくSPCの設立・維持の労力・費用の影響が大きい
民間事業者のインセンティブ	・条例の範囲内において料金の設定や、任意に行う事業を実施できる ・利用料金制により、料金を事業者の収入とすることができる	・条例の範囲内において料金の設定や、任意に行う事業を実施できる ・指定管理者制度を併用することで、利用料金制により、料金を事業者の収入とすることができる	・更新投資等の裁量性が高く、事業者の創意工夫の幅も大きい ・一方で、利用料金の大幅な値上げ等は慎重にならざるを得ず、事業者のインセンティブは限定的
住民サービスの向上	・事業者の創意工夫が発揮され、サービス向上が期待できる	・初期修繕にも事業者の創意工夫が発揮され、指定管理者制度より一層のサービス向上が期待できる	・指定管理者制度より裁量性が高く、事業者の創意工夫が発揮され一層のサービス向上が期待できる
財政負担の軽減効果	・施設整備にかかる費用の削減は見込めないが、利用者数の増加により軽減効果はある	・事業全体でコスト削減が期待できるが、事業規模が小さく、大幅なコスト削減・売上拡大がないと、効果がでない可能性がある	・事業全体でコスト削減が期待できるが、事業規模が小さく大幅なコストの削減・売上拡大がないと、効果がでない可能性がある
全体評価	○	△	△